

(令和3年1月)
令和2年度実務協議会（冬季）資料

家庭裁判所の現状と課題



最高裁判所事務総局家庭局

はじめに

家庭裁判所は、家庭や家族に係る紛争や、少年の非行について、その背後にある原因を探りながら、それぞれの事案に応じた適切妥当な措置を講じ、将来を展望した解決を図るという理念に基づき、昭和24年1月1日に創設された。

その基本的役割は創設から70年余を経ても変わることはないが、社会状況や価値観の変化の中で、家庭裁判所に求められる具体的な役割もまた変化してきており、家庭裁判所は、その変化を踏まえつつ、上記の理念の実現に向けて的確に対応していくことが求められている。

本資料は、こうした家庭裁判所の現状及び課題をコンパクトにまとめたものである。

家庭裁判所は今年で創設70周年を迎えます。その間の歩みの中で、裁判所に持ち込まれる事件には常にその時々の社会経済情勢や人々の家族観・価値観が反映されてきましたが、近時における家族や社会の在りようの変化にはとりわけ目を見張るものがあり、家事事件は、当事者間の対立が先鋭化するなどして解決が困難な事案が増えてきています。少年事件においても、調査や処遇判断に困難を覚える事件が少なくありません。また、こうした変化に伴い、家庭裁判所が社会で果たすべき役割も、それに応じて大きく変わりつつあります。成年後見制度については、成年後見制度利用促進基本計画を受けて、市町村をはじめとする関係機関との間で連携に向けた協議が進められています。裁判所としては、引き続き個々の事件処理における運用の改善に向けた努力を尽くしていく一方で、計画の目指す地域連携ネットワークの構築へ向けて、関係機関とも協力していくなければなりません。各職種がそれぞれの果たすべき役割を改めて検討し、関係機関との連携を強化するなどして、家庭裁判所としての機能を一層充実させていくことが求められます。

(平成31年最高裁判所長官「新年のことば」より)

第1 家裁の事件の概況

1 家事事件等の概況

令和元年の家事事件及び人事訴訟等事件の新受総件数は109万1,804件であり、この10年間で約34%増となっている。このうち家事審判事件は90万7,800件（10年間で約43%増）、家事調停事件は13万6,358件（同約3%減）で、これらが全体の約96%を占めている。家裁は、これまでも社会経済情勢の変化に対応し、事務処理の態勢や方式を工夫、改善してきたが、家事事件手続法（以下「家事法」という。）の趣旨やその背景にある国民のニーズを踏まえて、事件の種別を問わず、更に取組を深化させる必要がある。

（1）家事審判事件の概況

家事審判事件の約98%を占める別表第一審判事件の新受件数については、増加傾向が続いている。特に成年後見関係事件の増加が著しい。他方、別表第二審判事件の新受件数については、近年増加傾向にあったが、平成25年以降、緩やかな減少傾向にある。もっとも、子の監護に関する処分事件は、平成25年以降もおおむね増加傾向にある。

（2）家事調停事件の概況

家事調停事件の新受件数は、平成19年から平成24年まではおおむね増加傾向にあったが、平成25年以降、高止まり状態にあり、令和元年も高水準にある。

（3）人事訴訟事件の概況

人事訴訟事件の新受件数は、平成16年4月に家裁へ移管された後、平成24年に最も多くなったが、平成25年以降は減少傾向にある。

（4）子の返還申立事件の概況

子の返還申立事件の新受件数は、平成26年（ただし、施行された4月以降）は9件、平成27年は26件、平成28年は25件、平成29年は12件、平成30年は27件、令和元年は16件であった。

2 少年事件の概況

少年保護事件の新受人員は、平成14年以降減少しており、令和元年は、5万6,408人（前年比約13%減。10年間で約6.7%減）となっている。この減少傾向は、少年人口の減少が一つの要因と考えられるが、新受人員は、少年人口の減少割合以上に減少している。

事件種別で見ると、交通関係事件は一貫して減少しており、令和元年は2万4,426人（前年比約15%減）となった。これは、10年前と比べると約60%減少したことになる。また、同様に一般事件も減少しており、令和元年は3万1,982人（前年比約11%減）となった。一方、

凶悪犯（殺人、放火、強盗及び強制性交等）は、平成24年から平成29年までは減少傾向にあったが、平成30年に一旦増加に転じた後、令和元年は406人（同約12%減）となった。

個別の事件を見ると、社会的関心を集め重大事件や、資質や家庭等の環境に根深い問題を抱えた少年の事件が少なくない。複雑多様な事件について、適正な事件処理が求められているといえる。

第2 家事事件関係

1 家事法の下における家事事件の処理に関する運用上検討すべき事項

(1) 家事法施行の意義

平成25年1月に施行された家事法は、家族をめぐる社会状況や国民の法意識の変化を背景に、当事者間の利害の対立が先鋭化し、解決困難な紛争が増加しているという家事事件を取り巻く現状にふさわしい法的紛争解決手続を実現しようとするものであり、家事事件の手続を現代社会の要請に合致したものとするため、当事者等の手続保障に資する規定を拡充するなどし、また、手続をより利用しやすくするための制度を新設するなどしている。

家事法の下における家事事件の処理に当たっては、法の規定を遵守することは当然のことであるが、裁判官を始めとする各職員が、家事法が制定された背景をしっかりと理解した上、家事法の趣旨に則った運用の実現に努めることが求められている。

(2) 家事法の下における家事調停の運営

家事法の施行は、家裁の紛争解決機能の強化を実現するための重要な契機と位置付けられるところであり、各家裁においては、家裁の主要な事件である家事調停の運営改善に取り組んでいる。

家事調停の運営改善の取組においては、裁判官はもとより、家事調停委員、書記官、家裁調査官等の関係職種が、問題意識を共有してそれぞれの役割を適切に果たしていく必要があり、定量的、定性的両面からの効果検証の視点を持ちながら、この取組を序として継続していくことが肝要と考えられる。このような観点から、協議会等においては、家事調停における裁判官の効果的な関与の実現方法、裁判官と関係職種の果たすべき役割を踏まえた書記官及び家裁調査官との合理的な役割分担や連携の在り方、取組の効果検証の在り方、効果検証の結果を踏まえて取組を修正し、これを継続、定着させていくための課題といった点について議論が重ねられており、家裁においては、関係職種間の連携をベースとした紛争解決機能の強化に取り組んでいくことが必要との意識が浸

透しつつある。

今後は、今まで積み重ねてきた総論的な議論を、個別具体的な事件の中でどのように実践していくのがといった視点で検討を深めていくことも重要であり、離婚調停事件や子の監護に関する事件など、裁判官のリーダーシップと関係職種との連携が強く求められる複雑困難な事件類型を意識しながら、更に取組を進めていくことが求められている。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からは、小規模の室内で当事者と対面し比較的長時間にわたり事情聴取及び調整を行う従前の調停の在り方をそのまま維持することは難しくなっており、調停手続の利点を生かしつつ利用者のニーズや生活様式の変化に対応する新たな手続の在り方を検討・模索していく必要がある。そして、むしろこの機会にこそ、従前のやり方に囚われず、調停の本質・利点に立ち戻り、これから時代の当事者のニーズに適う調停運営の在り方を積極的に考え実践していくことが必要かつ可能であり、またそのような必要性を関係職種（調停委員を含む。）も含めて共有しやすい環境になっているのではないかとも考えられる。そこで、各庁から知恵を結集・共有していただき、具体的な運営改善に生かし、つなげていただく観点から、令和2年5月以降に、各庁の検討結果についての情報提供をいただき、同年8月にそれを取りまとめたものを各庁に還元したほか、本年11月には、司法研修所及び裁判所職員総合研修所で合同実施された「家事基本・専門研究会2（面会交流）及び家事実務研究会」において本取組に関する協議が行われ、現在、同研究会の成果を踏まえて各庁で更なる検討・実践が行われているところである。令和3年1月ないし2月に実施される家事担当裁判官等協議会においても本取組が協議事項として採り上げられ、各庁における検討・取組の状況や、その中で見えてきた課題及びこれに対する具体的な克服策の実践例等を共有し、更に協議を進めることで、本取組の更なる実践の本格化へとつなげていくことを予定している。本取組については、調停運営の在るべき姿を目指して検討・実践と検証、修正を繰り返していく長期的な取組となることが想定される。

(3) 家事法の運用上の諸問題

申立書の写しの送付、子の意思の把握・考慮、電話・テレビ会議、調停に代わる審判（別表第二に掲げる事項につき新設）等、家事事件の手続に関し規定が新設されたものについては、それぞれ新設された趣旨等を十分に踏まえた運用の定着に向けた実務が積み重ねられているところである。

なお、家事事件に限らず、秘匿情報の適切な管理が課題とされており、

各家裁においては、これを実現するための職種間連携の在り方を含めた検討や実践が進められている。

2 後見関係事件及び財産管理人選任事件の運用見直し

(1) 後見関係事件の運用見直しの現状

後見関係事件は、平成12年4月に現在の成年後見制度が始まって以来増加の一途をたどっており、令和元年12月末日現在の管理継続中の本人数は、約23万3,000人に上っている（平成30年12月末日時点は約22万7,000人）。また、政府が作成したオレンジプランによれば、我が国における認知症有病者数は令和7年には約700万人に上ると推計されており、成年後見制度の利用者数は、今後更に増加することが見込まれる。このような状況から、国民の成年後見制度に対する関心も高い状況にあり、近年、家裁においては、従前の制度運用がノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視といった成年後見制度の趣旨に沿ったものとなっているかという視点で検討を重ねてきた。

とりわけ、後見等監督の在り方については、後見人の裁量を尊重するという制度趣旨を踏まえたものとなっているかという点について、現状を客観的に検証した上で、実証的な視点を持って見直しが進められ、その結果、後見人が家裁に報告する事項を必要かつ十分な範囲に絞り込み、家裁が審査すべき事項を明確にするといった新たな監督手法が取り入れられたが、引き続き、新たな監督手法の定着に向けた取組を進めていく必要がある。今後は、成年後見制度の趣旨から在るべき後見監督の姿を検討するという取組の理念を軸として継承していくことが課題である。

(2) 外部機関との連携に向けた取組

平成28年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が施行された。同法に基づいて設置された「成年後見制度利用促進委員会」において、政府が策定する「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）について盛り込むべき事項について議論が重ねられた。その結果、平成29年1月、市町村が主体となって、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築とその中核となる機関を設置することが望ましい旨が記載された成年後見制度利用促進委員会の意見書が提出され、政府は、同意見書を踏まえ、平成29年3月に基本計画を閣議決定し、平成29年度から、基本計画に沿って制度の利用促進に関する取組が進められている。

基本計画の推進については、促進法に基づき、成年後見制度利用促進専門家会議（以下「専門家会議」という。）が設置され、厚生労働省が

事務局を担うかたちで平成30年7月から会議が開催されている。

制度の運用を担う裁判所としても、政府における取組を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度の実現に向けた取組を進めていく必要がある。そのためには、後見等監督における運用の見直しに限らず、本人の生活状況等を踏まえた適切な後見人の選任や、後見開始後の本人及び後見人に対する継続的な支援といった点についても、制度の理念に沿った運用の見直しを検討していくことが求められる。また、裁判所内部における取組のみならず、地域社会全体で後見人を支援することのできる環境整備、とりわけ、利用者の身近なところで福祉行政を担っている市町村等やこれを支援する都道府県の関与が不可欠であり、また、市町村等が中核的役割を担うためにも、身上保護や財産管理において専門的な知見を有する専門職団体が行政の取組に積極的に関与し、連携していくことが重要と考えられる。

この問題は関係機関等との間の協議・運営を必要とする重要課題として司法行政的な対応を要し、事務局が事件部と一体となって庁全体で取組を進めていく必要があることから、平成29年度以降、毎年最高裁において後見関係事件事務打合せを開催しており、令和2年度も7月に同打合せを開催した。同事務打合せにおいては、①中核機関等の整備及び機能充実に向けた地方自治体等との連携、②基本計画を踏まえた後見人等の選任の在り方、③後見人等の報酬の在り方などについて意見交換等を行った。前記②及び③に関し、家庭局と日弁連等の専門職団体との間で、基本計画を踏まえた後見人等の選任と報酬付与の在り方について継続的に協議を重ねている。基本計画を踏まえた後見人等の選任の在り方については家庭局と専門職団体との間で認識の共有に至り、報酬付与の在り方については専門職団体からの意見を踏まえ、各家裁において今後の運用について具体的な検討を行うことについての理解を得て、各家裁での検討を行う際の参考となる資料を添付した家庭局第二課長書簡を平成31年1月に発出した。また、家庭局と専門職団体との間で、親族後見人に対する支援という観点から後見監督人に期待される役割についても、今後の検討の基本となる考え方方がおおむね共有されたので、その内容について記載した家庭局第二課長書簡を令和元年8月に発出した。現在、各家裁において、親族後見人支援を中心とした後見人選任の運用の検討を進めるとともに、後見人等が行った事務の内容等に応じて報酬を付与するという考え方に基づき、大規模庁における検討状況を参考しながら、新たな報酬算定の考え方や、外部に公表する報酬額のめやすの在り方について検討が進められている。

令和元年度は、基本計画の対象期間である5か年の中間年度であり、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う中間検証が行われた。令和元年5月に開催された専門家会議（第3回）においては、中核機関の設置の推進や、後見人の選任や報酬付与の在り方等についての裁判所の取組を含め、基本計画に盛り込まれている施策の進捗状況についての報告がされたほか、2021年度末までに達成すべき数値目標（KPI）が設定された。また、専門家会議において「中間検証ワーキンググループ」が設置され、令和元年10月から同年12月にかけて、4回にわたり、施策ごとに中間検証に向けた意見交換が行われた後、令和2年3月、専門家会議において、中間検証報告書が取りまとめられ、成年後見制度利用促進会議に報告された。このような状況も踏まえ、成年後見制度の利用促進に向けた地方自治体等における実践的な検討や取組が進められることが予想される中、家裁も地方自治体や専門職団体等の外部機関と十分に連携し、促進法及び基本計画において家裁に求められている役割を果たしていくことが求められる。

成年後見制度で利用する診断書については、財産管理能力の確認に偏り過ぎているという指摘を踏まえ、判断能力についての医師の意見欄の表現を見直すなどの改定を行うとともに、福祉関係者が有している本人の生活状況等の情報を医師に伝え、より的確に診断を行ってもらうため、平成31年4月から、新たに「本人情報シート」を導入した。

（3）不正防止に関する取組

平成31年1月から令和元年12月までに家庭局に報告された後見人等による不正事案は201件、被害総額は約11億2,000万円で、前年と比べて減少したものの（平成30年1月から12月までに報告された不正事案は250件、被害総額は約11億3,000万円），なお社会的に許容される水準とはいがたい状況にある。

不正対応については、平成23年以来、各家裁において、不正対応時の緊急事務処理態勢の確立に向けた取組が進められており、一定の成果を上げつつあるように思われるが、今後も引き続き不正対応の重要性等について注意を喚起し、更なる不正被害を防止するために必要かつ合理的な措置を迅速に講ずることの重要性を十分に認識した運用を徹底することが必要である。

また、後見制度支援信託については、平成24年2月から令和元年12月末日までの間に、2万6,191件が契約締結に至っており、支部・出張所における利用件数も徐々に伸びできている。

さらに、基本計画の閣議決定を受けて、一部の地域金融機関において、

後見制度支援預貯金の取扱いが開始された。同預貯金を取り扱う金融機関は徐々に増えており、平成30年1月から令和元年12月末日までの間に1,867件が契約締結に至っている。今後は、同預貯金を取り扱う金融機関が更に増加することが予想される。

後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金のような不正防止効果のある金融商品については、更なる利用拡大に向けた各家裁の取組が期待される。

(4) 財産管理事件の処理について

財産管理事件の新受件数に関する過去10年の動向を見ると、不在者財産管理事件については、8,000件前後で推移しているのに対し、相続財産管理事件は、年々増加を続け、令和元年には2万1,751件となり、10年間で約1.5倍となった。

財産管理事件において、定期的に財産状況を確認することの必要性や、特に相続財産管理事件において、管理終了に向けて計画的に清算手続を進めるため、管理人に対する助言や働き掛けを行うことの重要性については、従来から強調されてきたところである。また、財産管理上の問題を把握した後は、後見関係事件と同様に、財産の流出を阻止する措置を迅速に講じることが求められている。

平成30年11月（一部の規定については令和元年6月）から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が施行されている。同法には、所有者不明土地を適切に管理するため特に必要があると認めるとときは、国の行政機関の長又は地方公共団体の長が、家裁に対し、財産管理人の選任を請求できるとする民法の特例が定められている。今後、国の行政機関の長等からの財産管理人選任事件の申立てが増加することが予想されるところであり、事案の性質に応じて、適切な運用を行うことが求められている。

3 人事訴訟事件の適正かつ迅速な審理

家裁に人事訴訟が移管されて16年が経過した。その間、未済事件は、平成20年以降、年々増加し、平成23年12月末時点で1万件を超える状態となっていたが、平成24年以降、9,700件前後で推移している。

また、既済事件の平均審理期間は長期化する傾向にあり、令和元年の平均審理期間は13.2月であった。未済事件の平均審理期間も、平成24年は若干短縮したものの、平成25年以降は長期化傾向に戻っていることからすると、平均審理期間の長期化の原因を長期未済事件の優先的な処理に求めることは難しいと考えられる。

なお、令和元年の既済事件の平均審理期間は、地裁で処理していた当時

(平成15年)よりも審理期間は約3.9月長くなっている。また、財産分与の申立てがある離婚の訴えでは、争点整理期間を中心に年々審理期間が長期化しており(平成22年は13.6月、令和元年は17.0月)、財産分与に関する合理的かつ効率的な審理の在り方等について検討することが必要であると指摘されている。さらに、財産分与の申立てがないものについても、審理期間が年々長期化していること(平成22年は9.6月、令和元年は11.4月)を直視した上で、その原因分析及び対応策の検討が重要であると考えられる。

4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の運用

国際結婚が破綻した場合等において、子が国境を越えて不法に連れ去られた際に、迅速に常居所地国に子を返還すること等を定めた「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」が、平成26年4月、日本について効力を生じ、その国内実施法(平成25年法律第48号)及び実施規則(平成25年最高裁判所規則第5号)も施行された。

子の返還申立事件の第一審専属管轄を有する東京家裁及び大阪家裁並びに抗告審裁判所である東京高裁及び大阪高裁においては、適切な運用の確立に向けた取組がされており、これまでのところ、円滑な事件処理がされているところである。東京・大阪以外の家裁に係属する親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件及びこれらの抗告事件においても、一定の場合には、上記実施法及び実施規則の適用があるところであり、この点については留意が必要である。

5 最近の立法の動向について

(近時成立した法律について)

(1) 児童虐待対応に関する児童福祉法等の改正

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律が、平成30年4月に施行された。

この改正により、①児福法28条の審判事件において家裁が都道府県に対して保護者指導措置を行うよう勧告できる場面が拡大し、②保護者の意思に反して2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに家裁の承認審判を必要とする制度が創設された。

また、この改正法の附則第4条において、政府は、施行後3年を目処として、改正後の法律の施行状況等を勘案し、改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされたことなどを受け、令和2年9月から、児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会が厚生労働省主催で開催されて

いる。

(2) 国際裁判管轄に関する規律等の整備

人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄に関する改正法が、平成31年4月に施行された。

この法律の主な内容は、①人事訴訟法の一部を改正し、人事に関する訴えについて日本の裁判所が管轄権を有する場合等を定めるとともに、②家事事件手続法の一部を改正して、家事事件について、その申立てに係る事件の類型ごとに日本の裁判所が管轄権を有する場合を定め、③民事執行法の一部を改正して、外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決を求める訴えについて、原則として家裁が管轄することを定めるというものである。

(3) 成年年齢の引下げ

民法の成年年齢を18歳に引き下げる民法の一部改正法が、平成30年6月に成立し、公布された。この法律は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行される。

家事事件において、成年年齢引下げ後に影響が及ぶものとしては、親権喪失事件、親権停止事件、管理権喪失事件、親権・管理権辞任許可事件、未成年者を養子とする場合の養子縁組許可事件、離縁後の未成年後見人選任事件、離縁後の親権者の指定事件、未成年後見人選任事件、親権者の指定・変更事件などがある。

(4) 相続法制の見直し

相続に関する規律を見直す改正法が、平成30年7月に成立し、公布された。この法律は、配偶者居住権を除く主な規定につき令和元年7月に、配偶者居住権については令和2年4月1日にそれぞれ施行された。

この法律の主な内容は、①配偶者の居住権を保護するための方策、②遺産分割に関する見直し等（配偶者保護のための持戻し免除の意思表示の推定規定や仮払い制度等の創設・要件明確化等）、③遺言制度に関する見直し（自筆証書遺言の方式緩和や自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設等）、④遺留分制度に関する見直し、⑤相続の効力等（権利及び義務の承継等）に関する見直し、⑥相続人以外の者の貢献を考慮するための方策である。

法改正を受けて、家事事件手続規則の一部が改正された。

(5) 執行法制の見直し

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律が、令和元年5月に成立し、公布された。この法律は、一部の規定を除き、令和2年4月1日に施行された。

この法律のうち国際的な子の返還の強制執行に関するものの主な内容は、①間接強制の前置に関する規律の見直し、②債務者の審尋に関する規律の見直し、③子と債務者の同時存在に関する規律の見直し、④債務者の占有する場所以外の場所における執行官の権限等に関する規律の見直し、⑤子の身上の配慮に関する規律の新設である。民事執行法については、国際的な子の返還の強制執行と同内容の規定が設けられた。

法改正を受けて、民事執行規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則等の一部が改正された。

養育費の履行確保については、この法律により、債務者の財産状況に関する情報取得手続が新設され、養育費の権利者も、金融機関等から預貯金債権情報を、市町村等から給与債権情報を、それぞれ取得できることになり、強制執行を行いやすくなつたことから、手続教示等においても留意する必要がある。なお、養育費不払い問題については、近時、社会的、政治的な関心がますます高まっており、政府や与党に養育費不払い解消に向けた複数の検討体が設けられ、現在も、裁判手続に関するものを含め、運用改善や制度の見直しについて様々な議論がされている。法務省の有識者会議では、運用改善事項について令和2年9月に中間取りまとめが公表されており、同年12月には制度的在り方についての取りまとめも公表されている（いずれも各家裁に周知済み）。

(6) 戸籍法の改正

戸籍法の一部を改正する法律が、一部の規定を除き、令和元年6月に施行された。

この法律の主な内容は、マイナンバー法による情報連携により、一定の行政手続における戸籍証明書の添付省略を可能とともに、戸籍の記載事項の正確性を担保するための規定を整備することなどである。

家裁実務に影響のある事項としては、戸籍訂正の要件の明確化が行われた。

(7) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の改正

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律が、一部の規定を除き、令和元年7月に施行された。

家裁実務に影響がある事項としては、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する遺留分に関する民法の特例の対象が、個人事業者の経営承継に拡大された。

法改正を受けて、家事事件手続規則の一部が改正された。

(8) 成年被後見人等の権利制限（欠格事由）の見直し

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月に成立し、公布された。この法律は、条文によって施行日が異なり、令和元年6月14日、同年9月14日、同年12月1日、同月14日に分かれて施行された。

この法律は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人を資格、職種、営業許可等から一律に排除する規定について、これを削除したり、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）を整備したりすることなどを内容としている。

また、会社法並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における取締役等の欠格条項が削除されるなどの規定が設けられた会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、令和元年12月に成立し、公布された。

これらの法律は、一部の規定を除いて、令和3年3月1日から施行される。

(9) 特別養子縁組制度の改正

特別養子縁組制度の改正を内容とする民法等の一部を改正する法律が、令和元年6月に成立し、公布された。この法律は、一部の規定を除き、令和2年4月1日に施行された。

この法律の主な内容は、①養子となる者の年齢要件等の見直し及び②2段階の手続の導入等、特別養子縁組の成立の手続に係る規律の見直しである。

法改正を受けて、家事事件手続規則の一部が改正された。

(10) 生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律

生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律が、令和2年12月に成立し、公布された。この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日（第3章の規定は、公布の日から起算して1年を経過した日）から施行される。

この法律の内容は、生殖補助医療の提供等に関し、基本理念を明らかにし、並びに国及び医療関係者の責務並びに国が講ずべき措置について規定するとともに、第三者の卵子又は精子を用いた生殖補助医療により出生した子の親子関係に関し、民法の特例を規定するものである。

裁判実務に影響のある事項としては、第3章に、女性が自己以外の女性の卵子（その卵子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により子を懐胎し、出産したときは、その出産をした女性をその子の母とする

ことが明示された（第9条）ほか、妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子（その精子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により懷胎した子については、夫は、民法第774条の規定にかかわらず、その子が嫡出であることを否認することができない（第10条）旨が規定されている。

（法案の提出が検討されているものについて）

（11）登記制度・土地所有権の在り方の見直し

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が、平成30年11月（一部の規定については令和元年6月）に施行され、土地収用法の特例などとともに、所有者不明土地を適切に管理するため特に必要があると認めるとときは、国の行政機関の長又は地方公共団体の長が、家裁に対し、不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任を請求できるとする民法の特例が定められた。

また、政府は、所有者不明土地問題の解決に向けた取組を加速しており、平成29年10月から、登記制度・土地所有権の在り方に関する研究会が開始され、平成31年2月に研究会の報告書が取りまとめられた。これを受けて、同月の法制審議会第183回会議において、相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組み及びこれを円滑かつ適正に利用するための仕組みを整備するために必要な方策について諮問が行われ、同年3月から法制審議会の民法・不動産登記法部会において審議が行われている。

令和元年12月に民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正に関する中間試案が取りまとめられ、令和2年1月から3月にかけてパブリック・コメントの手続が行われた。中間試案では、民法等の見直しとして、財産管理制度、共有制度、遺産分割制度の見直しなどが検討されている。民法・不動産登記法等の改正に関する法案については、令和2年度中の国会に提出される予定となっている。

（12）民法の嫡出推定制度に関する規定及び懲戒権に関する規定等の見直し

いわゆる無戸籍者問題解決に向けた取組の一環として、平成30年10月から、嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会が開催され、嫡出否認の訴えの提訴権者の拡大や出訴期間の見直しなど、嫡出推定制度に関する論点のほか、生殖補助医療によって生まれた子に関する親子関係の整備等について議論がされ、令和元年7月に研究会報告書が取りまとめられた。

また、同年6月に公布された児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律において、政府は施行後2年を目途に懲戒権について定めた民法第822条の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとされたことを受け、同月から監護権の規定の在り方に関する研究会で議論がされ、同年7月に研究会報告書が取りまとめられた。

同年6月に開催された法制審議会第184回会議において、民法の嫡出推定制度に関する規定及び懲戒権に関する規定等の見直しについて諮問され、同年7月から法制審議会民法（親子法制）部会において、調査・審議が行われている。

(3) 親権に関する規定等の見直し

平成23年民法改正においては、親権制度の見直しに併せて、民法766条に養育費や面会交流等が例示されたが、父母の離婚後等における養育費及び面会交流の確保については、政治的にも関心が高い状況が続いている。同改正の附帯決議においても離婚後の共同親権の可能性を含めた検討が求められている。

令和元年11月より、家族法研究会において、離婚後の子の養育の在り方を含む家族法の課題についての議論が始まっている。

第3 少年事件関係

1 少年審判の機能の更なる強化、事務処理の在り方の検証・見直し

再非行少年の割合は、依然として高い水準にあり、少年刑事司法全体の再非行防止機能についてこれまで以上に厳しい目が向けられており、家裁としては、少年審判が果たすべき役割を再認識し、その機能を充実・強化する必要がある。

少年審判の機能を十分に發揮するためには、調査段階のみならず、家裁送致から終局決定まで、更には、決定後を含む手続全体において事務処理が適時適切に行われる必要があり、かかる観点から、手続全体における事務処理の在り方について不断の検証、見直しが求められている。

とりわけ、再非行防止の観点からは、少年の非行性が深刻な段階に至っていない在宅事件についても、少年審判の機能を十分に発揮することが必要と考えられる。

また、決定書副本を含む社会記録は、執行機関において少年に対する処遇の方針及び計画を策定する上で重要な参考資料となるものであり、保護処分は決定があれば確定を待たずに執行に移行するため、事件終局とほぼ同時に記録の引渡しができるように努め、仮に同時に引渡しができない場

合には、遅くとも事件終局後1週間以内に、執行機関に到達するよう送付する必要があることに留意しなければならない。早期送付の意義を再確認し、必要に応じて事務処理の在り方を見直していくことが求められている。

2 被害者の審判傍聴制度等の運用

被害者等の審判傍聴制度は、平成20年12月から施行されたが、これまで、運用において大きな問題は生じていない。これは、各職員が慎重に運用に当たってきた結果であるといえる。特に傍聴対象事件については、今後も引き続き、被害者等の心情に配慮しつつも審判の本質的機能である教育的機能を十分に發揮するという法の趣旨に則った運用をするため、不断の改善に取り組んでいく必要がある。

傍聴対象事件については万全の態勢を整えて対応する必要があるが、既に各庁に配布されている平成22年度司法研究「少年審判の傍聴制度の運用に関する研究」では、課題として、対応の質を落とさずに態勢の合理化を図っていく必要があること、傍聴を実施する審判を適切に運営するためには合議体によるべき場合が多いと考えられるが、一部の庁を除き、合議体による審理が低調であるため、事案に応じて必要な場合には積極的に合議体による審理（その前提としての回付を含む。）を行うようにする必要があること、特に身柄事件は原則として受理後4週間以内で最終審判をしなければならず、事件受理後に合議や回付の検討を始めるのでは遅きに失することがあるため、あらかじめ、どのような場合に裁定合議決定をするか、また、支部から本庁に回付するなどについて府内で検討して申合せ等で決めておく必要がある旨が指摘されている。この指摘は現在においても妥当するものであり、庁として態勢整備に向けた取組を続けていくことが求められている。

令和元年における傍聴制度及び説明制度の実施状況は、傍聴につき、許可20件（37人）、説明につき、申出294件（実施280件）であった。

3 裁量による国選付添人制度等の適切な運用

裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大等を主な内容とする少年法の一部を改正する法律が、平成26年6月から施行された。

改正少年法の下における裁量による国選付添人制度の運用については、国選付添人の必要性判断を、立法の経緯や制度の趣旨を十分に踏まえて適切に行うとともに、選任過誤や選任遅滞を防止するため、普段から各庁の実情を踏まえて事務処理態勢を見直したり、職種間の連携を強化したりすることが極めて重要と考えられる。

4 少年調査票の新たな様式について

家裁調査官が行った社会調査の結果を、より的確に、読み手に分かりやすい形で報告できるよう、令和2年3月に少年調査票の新たな様式を定める通達が発出され、令和3年10月1日から実施される予定である。各府において、同通達の実施に向けた準備が進められているところであり、家庭局としては、各府の状況を確認しつつ、必要な支援を行っていきたいと考えている。

5 最近の立法作業の動向について

少年法適用対象年齢の引下げに関する議論

平成29年2月に開催された法制審議会総会において、少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について諮問がされるとともに、少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会の設置が決定され、同年3月から、同部会において、諮問事項に関する審議が約3年半に渡って行われた。

家裁に關係する議論としては、当初、罪を犯した18歳、19歳の者について、成人と同様の刑事手続の対象としつつも、比較的軽微な罪を犯して起訴猶予となった者を家裁に送致して、少年審判手続と類似の手続を行うものとすることが検討されてきたが、第21回（令和元年12月9日）の会議以降、全件家裁送致を維持することが相当であるとの意見が強まり、その方向での検討が進められた。

以上を経て、第25回（令和2年6月10日）の会議からは、議論の取りまとめに向けた意見交換に入り、第29回会議（令和2年9月9日）において、最終的な意見の取りまとめが行われた。

その内容は、民法の成年年齢引下げ後も、18歳、19歳の事件について、全件家裁送致を維持する一方で、原則逆送対象事件を拡大し、ぐ犯は処分対象とせず、処分は行為責任を超えない範囲内で行わなければならぬなどとするものである。

以上の取りまとめについては、法制審議会総会に報告され、諮問への答申が行われた。今後、立法の過程で議論されることが見込まれるが、少年事件の処理や家裁調査官制度はもちろん、裁判所全体に与える影響が大きい問題であるため、今後の動向を注視し、適切に対応していく必要がある。

なお、平成28年6月から施行された公職選挙法等の一部を改正する法律の附則には、選挙犯罪等についての少年法の特例として、家裁は、当分の間、18歳以上20歳未満の者による選挙犯罪等のうち連座制に係る事件について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと

認める場合には、少年法20条1項の決定（検察官送致決定）をしなければならない旨が定められるなどしている。これらの規律に関する運用の在り方は、個別の事案に応じて判断されるべき事項であるが、その立法趣旨を十分に踏まえることが求められる。

また、前記の公職選挙法の一部改正により、満18歳以上の者が投票できることとなつたため、家裁に係属中の少年についても、対象となる少年の選挙権の行使に支障が生じないように取り扱われる必要がある。補導委託中の少年に関しては、家裁としても、補導委託先に対し、必要な情報提供や注意喚起を行つておく必要があるものと考えられ、これに関して、平成28年6月29日付け家庭局第一課長事務連絡「補導委託中の少年の選挙権の行使に対する配慮について」を発出している。

第4 家裁調査官関係

1 家裁調査官の役割・機能

(1) 検討の必要性

家裁調査官は、これまで、時々の事件状況や家裁の態勢に応じて、様々な事務を担つてきた。しかし、近年、社会情勢の変化や相次ぐ法改正を受けて、家裁における事件処理の在り方が大きく変わろうとする中で、家裁の機能をより充実させるために、家裁調査官が担うべき役割・機能を改めて検討することが求められている。家裁調査官の合理的かつ効果的な活用については、その役割・機能を明らかにした上で、各庁の事件動向、事務処理態勢等の実情を踏まえて検討する必要がある。

(2) 家裁調査官の役割・機能

家裁調査官に関しては、家裁に設置された趣旨とその職務の法的根拠から、その職務の根幹は、行動科学の知見及び技法を基盤として、事実の調査と調整を行うことにあるといえる。具体的には、家裁調査官には、法的視点からだけでは適切な判断や解決方針を示せない場合に、行動科学の知見及び技法をいかして、必要な事実を収集し、収集した事実を的確に分析・評価して客観的で科学的な裏付けを伴つた将来予測を含む意見を提出するとともに（「行動科学の知見等に基づく事実の調査」）、そのような分析・評価の結果に基づいて当事者、少年等に対する働き掛けや関係機関との間での調整を行う（「行動科学の知見等に基づく調整」）といったことが要請されているといえる。これを踏まえて、家裁調査官の中核的な役割・機能は「行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整」であると整理されている。

2 今後の課題

多様な職種の職員から成る家裁が、今後も社会の中で適切な役割を果たすためには、家裁に特徴的な職種である家裁調査官が、その役割・機能を十全に發揮するとともに、関係職種において、それに関する共通理解が深まることが重要となるところ、令和元年12月に、「家裁調査官の役割・機能」と題する資料が配布された。同資料は、家裁調査官の役割・機能及びそれに基づく調査事務について、家裁調査官自らが改めて認識を深めるとともに、裁判官を始めとする関係職種がこれを的確に理解し、認識を共有するための視点を示したものである。同資料を活用して家裁調査官相互間での議論や関係職種間での意見交換が重ねられ、その成果が日常の調査事務にいかされていくことによって、家裁調査官による調査事務の質や技量が向上し、より的確で質の高い調査事務が遂行されるとともに、裁判官において、これまで以上に適時適切な家裁調査官の活用を図ることで、より質の高い裁判が実現されることが期待される。現在、各庁においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点も踏まえた調査事務の工夫等についても検討されているが、そのような検討も含め、同資料は、様々な場面で広く活用されることが望まれるものである。

第5 家裁の裁判官の役割

家裁の裁判官には、個々の事件を適切に処理することはもとより、書記官のほか、家裁特有の家裁調査官、調停委員、参与員等の多様な職種に対するリーダーシップを発揮してこれらを統括し、組織としての家裁の運営にも積極的に関与する役割が求められる。すなわち、裁判官は、まず何よりも、個々の事件の処理において主体的に各職種をリードする姿勢で取り組むことが必要であり、そのためには、事件の内容や特色を早期に的確に把握して審理方針と見通しを立てるという他の裁判所の裁判官と変わらない役割が求められることはいうまでもない。書記官に対しては、進行管理上の留意点や法的調査の在り方等について適切な指示を与えるとともに、家裁調査官に対しても、的確に調査の要点を伝え、調査の進行中も常にその動向に配意し、中間的な口頭報告を求めるばかりでなく主体的にケースカンファレンスを求めていくことなどが必要と考えられる。

さらに、家事調停事件においては、裁判官が実質的かつ効果的に関与することが必要であり、例えば、調停委員の指定や調停期日の指定についても意を用いるほか、解決方針の策定やそれに基づく合意形成に向けた働き掛けを行うために、評議を積極的に行ったり、必要に応じて調停期日への立会いを行ったりするなど、調停委員任せにすることなく、手続の主宰者として調停運営を中心となって進めていくことが重要である。

また、裁判官には、個々の事件処理の面にとどまらず、司法行政的な側面でも、庁としての事件処理態勢の整備改善や関係機関との連携の強化に主体的に取り組み、さらに、人間関係の面でも、信頼関係を築き連携を円滑に行えるよう組織の一体化を図っていくことも求められる。例えば、新規立法や法改正に伴う事件処理態勢の構築、事件処理要領の改定、事件の類型に応じた細則策定の要否の検討、手続選別（インテーク）基準の見直し、長期未済事件の処理方針の策定、少年や保護者に対する保護的措置の在り方など、各種事件処理の在り方に対する各職種の共通認識を深めるため、他の職種を交えた検討を主導することなどが求められる。また、対外的にも、福祉機関、捜査機関、執行機関などの関係機関との協議会の運営などにも中心となって積極的に関与することが望まれる。

以上